

長崎 S R 建設業労災センター のご案内

～はじめに～

長崎 S R 建設業労災センターは平成 28 年 4 月に設立しました。
現在、建設業を営む一人親方について、組合員として団体へ加入
することで労災保険の特別加入が出来ます。

長崎 S R 建設業労災センターは、長崎 S R 経営労務センターへ労
働保険に関する事務を委託しております。

以下、当センター入会（特別加入）についての注意事項等を記し
ておりますので、必ずご一読されるようお願いいたします。

【ご注意ください！】

「船舶造修業」は「製造業」に該当します。
船舶造修業の現場での業務上の負傷・疾病については建設業一人親方労災
保険では補償されません。

入会の際の注意点

【1】一人親方とは・・・

- ① 人を雇わず、人にも雇われることなく一人で事業を営んでいる人
 - ② もし人を雇っていても年間 100 日未満と見込まれる人
- ※①②に該当する一人親方と生計を同一にする家族従事者、いわゆる「専従者」の方も加入対象となります。
- ※年間 100 日以上、人を雇っている場合は「中小事業主」として、労災保険に特別加入していただくことになります。別途ご相談ください。
- ※長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県にお住まいの方が加入出来ます。（作業を行う場所は全国どこでも補償の対象となります。）

一人親方とは原則として、発注者、元請けまたは下請け業者との請負契約に基づいて就労される方が対象となります。

【2】一人親方労災保険の主な制度内容について

- ① **国が行う公的保険制度だから安心・確実！**
- ② **保険料は全額が社会保険料控除の対象です！**
- ③ **工作中・通勤途中におけるけがの治療費や入院費は自己負担ゼロ！**
- ④ **③のけがが治癒するまで給付が受けられます！**
- ⑤ **休業補償は給付基礎日額の80%を補償します！**

【3】費用について

会費 …年額 12,000 円（月 1,000 円）
保険料…年間 22,986 円～164,250 円

（注 1）保険料の計算は以下の計算式により行います。

給付基礎日額（3,500 円～25,000 円の間で 16 段階）×365×18／1000

なお、料率は年度により変更になる場合があります。（※上記は 2021 年度の料率）

（注 2）家族従事者についても同様に会費と保険料がかかります。

（注 3）年度途中入会（加入）の場合、月割りの計算になります。

（注 4）給付基礎日額とは

通常は労働基準法の平均賃金（1 日）に該当し、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入の場合、その方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、長崎労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

【4】費用の支払について

現金持参又は銀行振込でお願いします。

「加入申込書」をご提出いただいた後に、納付金額及び送金先をお知らせいたします。

当センターで行う書類の審査及び労働基準監督署への提出に、通常1週間から10日程度かかりますので予めご了承ください。

【5】加入時健康診断について

一人親方が労災保険特別加入をする場合、業務の種類に応じて加入時に健康診断が必要となる場合があります（受診費用は国が負担、交通費は自己負担）。健康診断を受診しない場合や、健康診断の結果によっては、労災保険に加入できない場合もあります。

健康診断が必要な業務につきましては、お申込の際に業務歴を申告して頂く必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

労働基準監督署より、健康診断が必要と判断された場合は、後日、健康診断に必要な書類を当センターよりお送りいたします。書類に記載された健康診断の実施期日以内に、ご予約の上、必ず受診してください。

※県外の指定病院での受診も可能な場合があります。詳細はお問合せください。

入会後の注意点

【6】特別加入証（組合員証）について

入会審査終了後、保険料・会費の入金が確認でき次第、当センターより労働局への「特別加入」の申請手続きを行います。

それらの手続きが終了後、当センターより申請書の写しを添付したご案内の文書をお送りいたします。申請書の写しに、「労働保険番号」、「変更決定を希望する日（特別加入が承認される日）」の記載がありますので、労働局から承認通知があるまでの間、こちらの文書を労災保険特別加入申請中の証明として使用してください。

労働局から当センターに承認通知書が到着次第、「労災保険 建設業一人親方特別加入証」（組合員証）をお送りいたします。

特別加入証の有効期限は、1年間（年度途中入会の場合は、年度末まで）です。紛失等しないよう大切に保管してください。

【7】脱会及び各種変更手続きについて

①脱会について

年度途中でも脱会（特別加入の脱退）はできますが、遡っての特別加入の脱退はできません。また、会費の返還も行いません。

保険料については精算いたしますが、脱会（脱退）の当センターへの申し出が遅くなりますと、翌月分の特別加入保険料が発生しますのでご注意ください。（※目安といたしましては、毎月 20 日までを目途にお申し出ください。）

なお、脱会の際には「脱会届」の提出と、「特別加入証」（組合員証）の返還をしていただきます。

※脱会后、同年度内に再度入会する場合は、事務手数料として再入会の都度 5,000 円お支払いいただきます。会費は、同年度内にお支払いいただいている場合はその年度に限り、充当することができます。

②給付基礎日額の変更について

給付基礎日額の変更は、毎年 2 月頃にご案内する次年度の更新確認の際にお申し出いただくことで、次年度 4 月 1 日からの変更が可能です。この期間以外に変更することはできませんので、ご了承ください。

③住所等の変更について

その他住所等各種変更事由がありましたら、遅滞なく当センターまでお申し出ください。

【8】給付の内容について

一番多いであろう給付として先述の**療養補償給付**があります。

これはお仕事中にけがをして医療機関等で治療を受け、その事故が労災事故と長崎労働基準監督署が認めた場合、必要と認めた治療費の全額を給付するものです。一般的には治療という現物給付で行われることとなります。

また、その目的上、病院等に行かずに治療した場合は給付の対象となりません。

その次に多い給付といたしまして**休業補償給付**があります。

これは労災事故によるけがの治療のため就労できなかった場合の第 4 日目から支給される所得補償で、給付基礎日額の 8 割（特別支給金含む）（給付基礎日額が 5,000 円であれば 4,000 円）が指定する口座に振り込まれます。

この給付は「就労できなかった」が条件ですから、入院 1 カ月と診断された場合でも、1 カ月分の先払いはできません。

また、入院でなくとも医師の指示のもと、自宅療養の場合でも給付されますが、医師の指示なしに自己判断で休業した場合には給付されませんのでご注意ください。

また、通勤災害も給付の対象となります。

なお、相手がいる事故の場合（第三者行為災害）は他の保険（自賠責保険等）と選択の上、調整されることがあります。

詳細またはその他の給付（障害、死亡等）につきましては個別にお問い合わせください。

【9】給付の手続きについて

万が一お仕事中に事故が起きたら、労災保険給付の請求書類をお送りいたしますので、当センターにご連絡ください。給付請求は各人で直接行っていただくことになります（管轄署：長崎労働基準監督署）。または、お近くの社会保険労務士へ依頼することもできます（有料）。

なお、事務組合（長崎SR経営労務センター）での給付請求事務につきましては法律上出来ないことになっておりますが、療養補償給付及び休業補償給付につきましては、必要に応じて当センターで書き方などのご相談には応じます（第三者行為災害届を除く）。

その他、ご不明な点があれば、当センターまでお問い合わせください。

★加入時提出書類

1. 身分証明書の写し（運転免許証・健康保険証等）
※健康保険証の写しをご提出の際は、記号番号を黒塗りしてご提出ください。
2. 業務を行っていることを証明できる書類の写し（請負契約書・資格証明書）
3. 預金通帳又は貯金通帳の写し
4. 加入申込書、誓約書、働き方チェックシート
5. （健康診断が必要な場合）業務歴について
※原則として面談のうえ、上記書類を確認させていただいております。
島部遠方であるなど来所が難しい場合はご相談ください。

★加入手続時にお渡ししている「特別加入制度のしおり<一人親方その他の自営業者用>」（厚生労働省発行）を必ずご確認ください。

【 特別加入団体一人親方組合 長崎SR建設業労災センター 】

（事務委託機関） 労働保険事務組合 長崎SR経営労務センター

〒850-0027 長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル 3階B

TEL 095-807-4299 FAX 095-821-2515

メール sr-kumiai@sr-nagasaki.or.jp